

鳥取県公報

令和3年7月9日(金) 第9316号

每週火·金曜日発行

			目 次	
\Diamond	告	示		2 2 2
				2
				3
			都市計画事業の事業計画の変更の認可(400)(水環境保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
			種畜証明書の交付(402)(畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
			県営土地改良事業の工事の完了(403)(東部農林事務所)・・・・・・・・・・・	7
\Diamond	公	告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知(森林づくり推進課)・・・・	8
			THE SECOND CONTRACTOR	8
				9
\Diamond	調達	公告	alta Darleta - Nacional del charge - Di Antonio - Di Darleta - Di Darl	11

告示

鳥取県告示第395号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
明石歯科	西伯郡大山町御来屋133-7	令和3年4月1日

鳥取県告示第396号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人きむら小児科	米子市皆生三丁目12-1	令和3年5月31日
医療法人社団井上クリニック	米子市東町138	II

鳥取県告示第397号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人三	東伯郡三朝町大字	社会福祉法人三朝	東伯郡三朝町大字	訪問介護	令和3年5月
朝町社会福祉協	横手50-4	町社会福祉協議会	横手50-4		31日
議会		訪問介護事業所			

鳥取県告示第398号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第4項において準用する同法第4

条第5項の規定により告示する。

(「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所環境建築局環境・ 循環推進課及び西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第399号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録 の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県	乾燥菌体肥	水産乾燥菌	窒素全量 6.0	含有を許される	一般社団法人境港水産	令和3年7月1
第506号	料	体肥料3号	りん酸全量 5.0	有害成分の最大	加工汚水処理公社	日から令和6年
				量及びその他の	境港市昭和町12-19	6月30日まで
				制限事項は、公		
				定規格のとおり		

鳥取県告示第400号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
 - 境港市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道 境港市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年11月29日から令和9年3月31日まで (変更前 昭和58年11月29日から令和4年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更する部分

境港市西工業団地の全部並びに外江町字上原灘、字西原灘、字原灘林、字渡道及び字宇計の各全部、渡 町字上灘の一部、芝町字芝前、字芝荒神東及び字下大曽根の各一部、清水町字大杖の全部、弥生町の全部、 森岡町字宮ノ内、字向中曽根、字堂内及び字上中曽根の各全部、中野町字竹の下及び字荒神下の各全部並 びに福定町字大蛇郷及び字聖垣の各全部

追加する部分

境港市外江町字四方の川、字中道、字上大沢、字狐堀、字紺屋堀、字南屋敷西、字寺屋敷南通、字下大 沢、字大沢ノニ、字アシカ、字白尾、字助次郎堀、字中外堀、字西屋敷通、字寺屋敷通、字西灘屋敷(二)、 字西灘屋敷(一)、字南屋敷東、字北屋敷灘通、字長寝、字油田、字伊勢宮前、字五本松、字白尾向、字 太郎右衛門堀、字イノミヤ、字浜道、字東浜道、字内荒山、字外荒山、字経塚、字西灘、字浜橋新田、字

湯浅新田及び字重政新田の各全部並びに字三次郎堀の一部、渡町字大下灘の全部並びに字灘松山及び字貝 柄塚の各一部、芝町字下外堀、字上川底、字下川底及び字下芝の各全部並びに字上芝及び字浜田地の各一 部、清水町字三軒屋前、字上新林、字上法正原、字法正原、字矢尻川東、字下新林、字中法正原、字三軒 屋灘及び字西法正原の各全部、中野町字下荒蒔の全部並びに字南大工田、字南原、字東蛭田、字米子田、 字北原、字北大工田、字上荒蒔、字膝根及び字宮若堀の各一部並びに福定町字正路及び字角畑の各一部

鳥取県告示第401号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を令和3年 7月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第402号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を 次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

		1	1		7.1.3.0	->1->		I.I. 1H
種畜証明	名前	種類及び品	生年月日	産地	m	統	等級	飼養者の所在
書番号	> D 133	種	エーハロ	/王/山	父	母	17/100	地及び名称
31731010 002	トットリ デー 5	豚 デュロック種	平成28年 3月24日	鳥取県 西伯郡	トットリ デー 7	トットリ デー 5	2級	西伯郡南部町鳥取県中小家
	6075			南部町	3007	2238		畜試験場
31731010 003	トットリ デー 9 6166	11	平成28年 8月13日	11	トットリ デー 1137	トットリ デー 6 2314	11	n
31831020 002	トットリ デー 7 7385	II.	平成29年 12月31日	II	トットリ デー 2082	トットリ デー 7 3040	"	II
31931020 002	トットリ デー 10 9005	II	平成31年 1月3日	IJ	トットリ デー 4 4234	トットリ デー 10 4068	"	II
32031010 001	トットリ デー 5 9215	JJ	令和元年 5月16日	11	トットリ デー 9199	トットリ デー 6 6152	IJ	"
32031010 002	トットリ デー 10 9255	II	令和元年 7月24日	11	トットリ デー 9199	トットリ デー 10 4242	11	II
32031020 001	トットリ デー 5 9271	II	令和元年 10月31日	11	トットリ デー 8 3149	トットリ デー 7 6187	11	IJ
32031020 002	トットリ デー 1 9276	11	令和元年 11月12日	11	トットリ デー 6 2379	トットリ デー 8 8184	11	IJ

32031020 003	トットリ デー 6 0051	IJ	令和2年 1月11日	IJ	トットリ デー 5 5180	トットリ デー 6 6065	11	n
31931010 006	トットリ ビー 1 8047	豚 バークシャー 種	平成30年 7月18日	11	トットリ ビー 1 3062	トットリ ビー 7 7092	11	II
32031010 003	トットリ ビー 4 9112	II	令和元年 10月23日	11	トットリ ビー 1 3062	トットリ ビー 8 7096	11	IJ
32031020 004	トットリ ビー 3 0005	IJ	令和2年 1月25日	11	トットリ ビー 1 3056	トットリ ビー 6 7031	11	IJ
31931010 008	カール 785 6 8482	豚 ランドレース 種	平成30年 9月20日	"	カール アレキサンダ ー フジ トピックス 6 3977	785 トットリ 8 5556	11	II.
31531020 005	484 トットリ 10 4659	豚 大ヨークシャ 一種	平成26年 9月10日	11	484 トットリ 4 2601	トットリ ダブル 10167	II	II
31931020 003	ボナビスタ トットリ 4 7606	II	平成29年 12月21日	"	ボナビスタ ベター ヨツバ 11 02626	トットリ ベター 10 5410	"	n
32131010 001	トットリ デー 6 0124	豚 デュロック種	令和2年 3月25日	11	トットリ デー 2 8032	トットリ デー 8 6182	"	11
32131010 002	トットリ デー 6 0135	II	令和2年 4月7日	II	トットリ デー 5 6075	トットリ デー 6 6145	IJ	II
32131010 003	トットリ ビー 2 0024	豚 バークシャー 種	令和2年 4月13日	II	トットリ ビー 7 7108	トットリ ビー 8 8005	"	<i>II</i>
32131010 004	カール 785 6 0240	豚 ランドレース 種	令和2年 9月9日	11	カール 785 6 8482	785 トットリ 9 6221	"	11
32131010 005	トットリ 484 1 0029	豚 大ヨークシャ 一種	令和2年 3月31日	11	トットリ ベター 8 4567	トットリ 484 2 9082	11	II
32131010 006	ボナビスタ トットリ 2 0207	II	令和2年 9月4日	II	ボナビスタ トットリ 4 7606	トットリ 484 2 9082	"	II

	鵬85の3	黒毛和種	平成22年 1月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	勝忠平	みどり	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11254146 353 百名	合白清2	II	平成22年 1月23日	JJ	百合茂	みどり	"	11
11304174 343 百名	合福久	"	平成22年 11月30日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	百合茂	ふくやすふく	"	"
11337797 885 平日	白鵬	"	平成23年 3月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	平茂晴	みどり	"	"
11349877 896 隆祐	福也	"	平成25年 7月20日	鳥取県 鳥取市	隆之国	ふくふく	"	11
11347869 398 元才	花江	IJ	平成25年 8月17日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福久	もとはな2	"	"
11382773 216 美国	国白清	11	平成26年 11月29日	IJ	美国桜	きよひらしげ	11	"
11388500 038 大L	山雲	"	平成27年 5月11日	鳥取県 西伯郡 大山町	山根雲	ひろふくひさ	"	11
10840130 219 百音	合鵬2	IJ	平成27年 9月4日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	白鵬85の3	ゆりふく	"	11
11434861 014 百名	合森3	"	平成27年 11月19日	11	高森	ゆりしらきよ 1	"	,,,
10861545 160	勝 1	IJ	平成28年 5月16日	鳥取県 西伯郡 大山町	白鵬85の3	ひろふくひさ	"	11
11492320 324 唉雨	百合2	"	平成28年 6月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合白清2	はなひさこ	"	11
11554683 442 百名	合85の3	11	平成28年 11月29日	11	百合白清2	きよひらしげ	11	"
11344734 910 菊花	花久	"	平成29年 7月12日	11	秀菊安	もとはなひさ	"	"
11244383 850 久礼	福也	"	平成29年 11月15日	鳥取県 西伯郡 大山町	安福久	ふくふく	"	II
11421388 302 智頭	頭白鵬	IJ	平成29年 12月8日	鳥取県 八頭郡 智頭町	白鵬85の3	みどり2	IJ	II
11406789 735	弓6	11	平成30年 3月13日	鳥取県 倉吉市	白鵬85の3	はなゆみ	"	11

10863830 769	福勝忠	"	平成30年 3月28日	11	勝忠平	第27ふくふ く	"	n.
11253978 740	元増波	II	平成30年 3月29日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	北福波	はなみ	"	n
11552200 986	美照清	,,,	平成30年 5月5日	鳥取県 鳥取市	美津照重	きろろ	2級	JI .
11565551 525	花国茂忠	"	平成30年7月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	第1花国	まるも	1級	n,
11573592 978	翠	"	平成30年 7月6日	鳥取県 倉吉市	白鵬85の3	みどりのこ	"	"
11510034 981	福元花	II	平成31年3月19日	鳥取県 東伯郡 北栄町	福増	もとはなひさ	11	II
11397962 858	岡田6285	IJ	令和2年 2月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	新岡光81	しげゆめふく	2級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11397962 896	輪咲6289	"	令和2年 2月22日	"	知恵久	なつのしずく	"	II.
11397962 957	岡哲6295	"	令和2年 2月26日	"	新岡光81	てるみつひら	"	"
11397962 964	姫壮6296	"	令和2年 2月27日	JJ	福之姫	ひさみつ	"	II
11397963 046	輪楓6304	"	令和2年 2月28日	"	知恵久	まさてるしげ 2	"	"
11397963 275	学史6327	"	令和2年 3月9日	"	舞菊福	かみしげひさ	"	"
11397963 282	日楓6328	"	令和2年 3月9日	"	日出丸105	まさてるしげ 2	"	"
11397963 435	烈糖6343	"	令和2年 3月18日	"	美津照重	ふくてるかげ	"	"
11397963 527	姫剣6352	"	令和2年 3月25日	"	福之姫	ゆめふく 1	"	"
11397963 565	雪美保6356	"	令和2年 3月27日	11	幸花久	みほふくひさ 1	11	"

鳥取県告示第403号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項 の規定により告示する。

令和3年7月9日

鳥取県東部農林事務所長 加

土地改良事業の名称 工事完了年月日

県営水利施設等保全高度化事業 五本松地区 農業用用排水

令和3年5月13日

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)景山好美の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示(令和3年4月13日付鳥取県告示第203号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 保安林予定森林の所在場所 倉吉市忰谷字上屋敷通213の2、220の2
 - (2) 指定の目的土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり 推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 鳥取都市計画公園 9 · 6 · 1 号布勢総合運動公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 鳥取市桂見、大桷及び里仁
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
 - 鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)及び鳥取市都市整備部都市企画課(鳥取市幸町71)
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和3年7月9日から同月26日まで

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び 空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年7月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下 「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。(定員15人)

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。(定員15人)

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場所	受 講 対 象 者
	令和3年8月12日	倉吉市清谷町一丁目10	倉吉及び琴浦大山の各警察署
初心者講習	午前10時から午後	鳥取県倉吉警察署	の管内に居住する者
	3時30分まで		
	令和3年8月20日	倉吉市清谷町一丁目10	倉吉及び琴浦大山の各警察署
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県倉吉警察署	の管内に居住する者
	午後4時30分まで		

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考查

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,900円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和3年7月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年8月1日	倉吉市葵町690-1	トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
午前9時から午前	倉吉市営射撃場			
11時20分まで				
令和3年8月9日	西伯郡南部町鴨部933			5人
午後1時から午後	米子国際射撃場	n,	"	
4時まで				
令和3年8月23日				
午後1時から午後	"	n,	"	"
4時まで				

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年8月3日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	6人
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	
2時30分まで			する実包	
令和3年8月10日				
午前10時から午後	n,	IJ	"	"
2時30分まで				
令和3年8月17日				
午前10時から午後	n,	IJ	"	"
2時30分まで				
令和3年8月24日				
午前10時から午後	n,	IJ	"	"
2時30分まで				
令和3年8月31日				
午前9時から正午	II.	"	"	"
まで				
令和3年8月31日	岡山県真庭市仲間1810			3人
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	IJ.	"	
まで				

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110) 又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。

達 公 告 調

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸

- 1 調達件名及び数量 教育用グループウェア (HCL Notes) に係る更新用ライセンス調達業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 相, H 令和3年6月18日
- 株式会社ケーオウエイ 4 落札者の名称及び所在地

米子市両三柳328

- 5 落 札 金 額 68,233,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 令和3年5月7日
- 方 7 落 札 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課

及び所在地 鳥取市東町一丁目271